

インターネットでの情報提供資料
平成25年6月1日

所 属	大垣市総務部課税課
担 当	課長：寺嶋 (市民税G) 主幹：水上、係：北島
連絡先	81-4111 (内線) 344~347

平成25年度市・県民税の納税通知書の発送について

- 市・県民税は、毎年1月1日現在で、大垣市内に住所がある人や、市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人に対して課される市税です。
- また、本市の一般会計歳入予算(平成25年度当初予算：553億7,000万円)の46.7%を占める市税(平成25年度当初予算：258億5,000万円)のうち、個人市民税は31.6%に当たり、市の大変重要な財源となっています。
- このたび、地方税法第24条、第41条及び第294条並びに大垣市税条例第16条の規定に基づき、平成25年度市・県民税(普通徴収分)を賦課し、平成24年6月6日に納税通知書を発送します。
- また、地方税法第41条、第321条の7の2、第321条の7の4、第321条の7の5及び第321条の7の8並びに大垣市税条例第32条の6、第32条の7及び第32条の9の規定に基づき、平成25年度市・県民税(公的年金からの特別徴収分)を賦課し、同日に納税通知書を発送します。
- 普通徴収の納期限は、第1期が平成25年7月1日、第2期が9月2日、第3期が10月31日、第4期が平成26年1月31日です。また、公的年金からの特別徴収は、年6回の特別徴収対象年金の支給の際に徴収されます。
- なお、給与からの特別徴収の方については、6月から給与の支払いの際に徴収されますが、5月17日に特別徴収義務者(給与支払者)に特別徴収の決定通知書を発送しています。

1. 平成25年度 市・県民税

(1) 当初納税義務者数

77,731人(前年度比0.61%増)

(2) 当初課税額

14,112,887,600円 (前年度比5.78%増)

① 市民税分

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
8,469,070,000円	8,419,825,600円	49,244,400円 (0.58%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 2,436,187,680円	・普通徴収(26,284人) 2,400,213,920円	・普通徴収(△666人) 35,973,760円 (1.50%)
・年金特徴(10,742人) 358,670,700円	・年金特徴(10,509人) 366,520,200円	・年金特徴(233人) △7,849,500円 (△2.14%)
・給与特徴(45,687人) 5,674,211,620円	・給与特徴(44,662人) 5,653,091,480円	・給与特徴(1,025人) 21,120,140円 (0.37%)

② 県民税分

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
5,643,817,600円	5,611,909,800円	31,907,800円 (0.57%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 1,622,925,620円	・普通徴収(26,284人) 1,599,811,380円	・普通徴収(△666人) 23,114,240円 (1.44%)
・年金特徴(10,742人) 239,043,500円	・年金特徴(10,509人) 240,657,000円	・年金特徴(233人) △1,613,500円 (△0.67%)
・給与特徴(45,687人) 3,781,848,480円	・給与特徴(44,662人) 3,771,441,420円	・給与特徴(1,025人) 10,407,060円 (0.28%)

③ 合計

平成25年度(当初)	平成24年度(当初)	前年度比増減
14,112,887,600円	14,031,735,400円	81,152,200円 (0.58%)
内 訳	内 訳	内 訳
・普通徴収(25,618人) 4,059,113,300円	・普通徴収(26,284人) 4,000,025,300円	・普通徴収(△666人) 59,088,000円 (1.48%)
・年金特徴(10,742人) 597,714,200円	・年金特徴(10,509人) 607,177,200円	・年金特徴(233人) △9,463,000円 (△1.56%)
・給与特徴(45,687人) 9,456,060,100円	・給与特徴(44,662人) 9,424,532,900円	・給与特徴(1,025人) 31,527,200円 (0.33%)

(3) 納期(普通徴収)及び徴収月(年金特徴・給与特徴)

① 普通徴収(納期)

第1期	平成25年 6月1日～平成25年 7月 1日
第2期	平成25年 8月1日～平成25年 9月 2日
第3期	平成25年10月1日～平成25年10月31日
第4期	平成26年 1月1日～平成26年 1月31日

② 年金特徴(徴収月)

○平成24年度に続いて年金特徴を継続の方

特別徴収(年金支給月)					
仮徴収			本徴収		
平成25年					26年
4月	6月	8月	10月	12月	2月

○平成25年度に年金特徴を開始する方

普通徴収		特別徴収(年金支給月)			
平成25年					26年
第1期(6月)	第2期(8月)	10月	12月	2月	

③ 給与特徴（徴収月）

平成25年6月から26年5月まで、毎月の給与支払の際に徴収します。

2. 参考（市・県民税の概要）

（1）納税義務者

- ①市内に住所を有する個人（所得割・均等割）
- ②市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷を有する個人（均等割）

（2）賦課期日

毎年1月1日

（3）税 率

①所得割

- 総合課税分：市民税6% 県民税4%
- 分離課税分：市民税3% 県民税2%（一般の長期譲渡所得）ほか

②均等割

- 市民税 3,000円
- 県民税 2,000円（注）

（注）平成24～28年度の県民税については、「清流の国ぎふ森林・環境税（1,000円）」を含む。

（4）市・県民税が非課税の人

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ②障がい者・未成年者・寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③均等割がかからない人
 - … 前年の合計所得金額が、「32万円×（本人＋控除対象配偶者及び扶養親族の人数）＋18.9万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は32万円以下の人。
- ④所得割がかからない人
 - … 前年の総所得金額等が、「35万円×（本人＋控除対象配偶者及び扶養親族の人数）＋32万円」以下の人。ただし、控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は35万円以下の人。